

第 33 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 11 月 7 日（木） 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
5 番 濱口佳史、8 番 伊芸精一、10 番 垣谷征志、13 番 ハジィフ泉
5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）について（1 件）
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請（県知事許可）について（1 件）
議案第 3 号 非農地証明願について（2 件）
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - （3）その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間がちょっと過ぎましたが予定の人員がそろいました。

 それと、〇〇さんがちょっと連絡がつかんということです。多聞欠席ではないかということでございますが、これから 11 月の定例会を開催させていただきます。

 急にまた昨日から冬になってまして寒くなりましたて、これまではまだちょっと暖かかったですけど急に寒くなりました。風邪など引きませんように、体には十分気を付けていただきたいと思います。

 それは早速入りたいと思いますが、今日、欠席者 4 名になりました。〇〇君と〇〇君、それから〇〇さん、それから〇〇さんがちょっと連絡がつかんということでございますが、会の方としては成立しております。

 それで今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇さんをお願いをしたいと思います。

 それでは早速、定例理事に入りたいと思います。

 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請について 1 件出ております。

 事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお願いします。

 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条申請、1 件出ております。

 番号 1 番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんとなっております。

 申請地としまして、黒潮町有井川字竹ノクボ 531 番 1、田 131 平米です。理由としまして、所有権の移転・売買となっております。

 2 ページからをお願いします。

 まず、航空写真になりますが、場所としては有井川の、国道から有井川の集落に入って行った、その谷の道沿いにある場所となります。

 続いて、3 ページがゼンリンの地図となっております。こちら、申請地の少し左側辺りに〇〇とありますが、この〇〇ということになります。

 続きまして、4 ページが拡大の航空写真です。ちょっと細長い場所となっております、この左側に白い屋根の建物が見えておりますが、こちらが〇〇さんとなります。

 続いて、5 ページが公図となっております。今回、申請地としてはこちら 531 の 1 となりますが、今後、農地をさらに広げていきたいということで、こちら 536 の 2 など取得、所有権移転の計画をされているようです。

 続いて、6 ページが現況写真となっております。

 続きまして、7 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。第 2 項第 1 号の全部効率利用の面につきまして、譲受人は主に自営業を営んでいるが、所有機械や耕作地がご本人の拠点から近隣である地理的状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人となっております。所有機械としては、軽トラック、草刈機となっております。第 2 号、第 3 号は、該当ありません。第 4 号、農作業常時事につき

ましては、譲受人は農業作業を行う必要がある日数について、作業に従事するものと見込まれます。年間 150 日の農作業従事日数となっております。第 5 号の転貸は、該当ありません。第 6 号、地域調和につきましては、当該地は、〇〇に位置しております。農地所得後は、隣接者等と協議しながら柑橘類を栽培するとのことであり、周辺農地への影響はないものと見込まれます。こちらなんです、農用地区域内となっております、利用権の設定はありません。こちら、〇〇などを栽培したいということです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局から説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 4 ページの航空写真を見てもらうたら、今、事務局さんの方で説明があったようですが、細長い地形をしています。ただ長いって、見た目ですね、大体 40m ぐらいあるがやないろうかと思うて、結構土地的には広いように見えます。現状ですが、次の 6 ページを見てもらうたら、セイタカアワダチソウが繁茂して荒地の状態です。譲渡人の〇〇さん、〇〇さんについては〇〇されて、現在は管理者が不在になってます。譲受人の〇〇さんは、ここに果樹を植えて、ブシュカン、それからアボガドなんかを植えて、先ほど事務局が言われたように、食材に利用して活用したい、そういう意向を持ってるそうです。それと、この土地は道よりも大体 1.5 メートルぐらい低くなってますので、埋めてかさ上げをする計画になっている。そういうふうに話してました。いずれにしましても、管理者が今現在不在なので、こういうふうに荒地で置いておくよりも、果樹等を植えて土地の有効活用ができるがやったらええがやないろうかと思います。

議 長 今、〇〇君の方からも、耕作放棄地にするよりか何か植えてもろうた方がいいんじゃないかという意見もありました。この件につきまして何か質疑・質問ありませんかね。ちょっと質問ながやけど、この赤線以外のところに耕作放棄みたいな草が生えちゃらね。これは別な人なが？所有者は。

〇〇委員 そう、別の人です。

議 長 何かありませんかね。

〇〇委員 5 ページの公図で、この赤線で囲んだとこと、町道の上に細長いのがずっとあるけど、これは？

〇〇委員 この今道が見えちゃうけど、これ町道で、ちょうど高速の作業道の一部ながよ。ほんで拡張されたわけよ、その道が。多聞これ、もう今入っちゃうと思うけど、この道が拡張

された部分の何かやないろうかと。で、申請者が、ここの赤線はもう拡張された後の道路の内側になっちゃう。こういう解釈となります。

議 長 この写真で見ると、そしたらもう拡張済みなが？

〇〇委員 もう拡張済み。きれいな道になっちゃう。

議 長 ほかに何かありませんかね。ないようでしたら、承認を受けたいと思います。いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、3条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。

議案第1号、3条許可申請につきまして承認をされました。

続きまして議案第2号ですが、1件となっておりますが、ちょっと2件と訂正をお願いします。当日資料がありますので。議案第2号の5条許可申請は、2件ということでお願いしたいと思います。それでは議案第2号、第2条許可申請申請につきまして、1番より事務局の方から説明をお願いします。

事務局 すみません、当初お配りしておりました議案書の方、こちらの方の5条申請の方から説明をさせていただきます。議案第2号、第5条申請です。番号1番、譲渡人、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町佐賀字北ノ奥1911番1、田95平米。理由としまして、墓地を設置するためということです。8ページからをお願いします。まず、航空写真となっておりますが、ごめんなさい、ちょっと申請地として丸で囲んでいる場所がちょっとずれてまして、申し訳ありません。今囲んでいる場所よりか1cmぐらい真上にずらしたような場所が正しい申請地です。10ページが拡大の航空写真を載せてるんですが、ここに右の方から、これ高速道路の側道なんですけど、ガードレールのような白い線が伸びてきてまして、これを参考に8ページの方のガードレールすぐそばが申請地ということになります。申請地としましては、今、高速道路のインターが造られております白石団地のすぐそばになります。この航空写真で左側の方に見えておりますのが白石団地となります。

続いて、9ページがゼンリンの地図となります。

続きまして、10ページが拡大の航空写真となります。

こちら、この申請地の左側から1912-1、1911-1、1910と並んでおりますが、これが国交省が買収しておりまして、それぞれ1912-2と1911-2、1910-2が分筆されてこういうふうに分かれてます。もともとはこれが1筆だったという関係です。

続いて、11ページが公図となります。公図上、1910-1から1914-1は農地となっており、その下にあります190-2、枝番が2となっているところが全て国交省となっております。

す。続いて、12 ページが土地利用計画図です。ちょっと見にくいかもしれませんが、すいません。この平面図の中で①番、赤く塗られているところは墓地の位置となりまして、こちらが 30 平米です。②番と書いてあるところが駐車場となりまして、8 平米となっております。3 番となっております、紫色にちょっと塗られているところが入り口となっております。この墓地の周り、緑色のような塗られている場所 4 番とありますが、これが花や木を植栽するスペースということです。そしてその下の 5 番が、防草シートが張られている場所となります。これはもう既に高速道路の工事等をする中で、一回ちょっと防草シートを張られて整備されておりますので、既にここはちょっと張られている状況です。

続きまして、13 ページ、14 ページが墓地の完成計画図、立面図です。

続きまして、15 ページが現況写真となっております。こちらが、高速道路の工事を進めるに伴って搬出された残土でかさ上げをしているという場所になりまして、残土を入れた上に耕作土を入れて、ちょっと見にくいですが、申請地の中で畑を栽培されているという状況となっております。申請地のちょっと右側の方にスペースがありますが、ここが昔の赤線でしょうか、ちょっと道路未地敷となっておりますので、こちらから進入する計画ということのようです。こちらの排水計画については、雨水は敷地内への浸透をする予定です。浸透しない分は、こちらの道路側にあります側溝へ排出するということになります。隣接同意については、同意済みです。それから資金計画につきまして、墓地建設資金として〇〇となっております。こちらが、実際の土地管理者としては、今回のこの譲受人さんが土地を管理しているという状況のようなんですが、登記簿上、この譲渡人の〇〇さんの名義となっているために、今回この第 5 条申請での手続きを行ったということになるようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局からの説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あれば、お願いします。

〇〇委員 先月でしたが、〇〇さんが来て、ちょっと相談したいことがあるということで話があって。そこへ、事務局の説明があったように〇〇さんの土地をここにやりたいということで現地へ一緒に行ったのですが、この現地は以前、今年の初めか去年かやったと思いますが、〇〇さんが非農地か何かの申請があって、〇〇ではなかなか判断できないということでここで話をして、皆さん一緒に現地を見に行ってもろうたところです。で、盛土やらあって農地にしようともある。全然、もう農地はよう作らんから肥土は要らんということで、もうそのまま固めたところもある。そういう、以前皆さんに見てもらったところです。それで、最初は、非農地でお願いできんろうかという話で 2 人が現地を見に行ったがです。そしたら、少ない面積の中でほんの一部、畑としてニンニクをちょっと植えようところが、畳 3 枚ぐらいの面積ですがニンニクを植えようところがあって、本人さんもあるべく早うやりた

いので非農地で通らったらいかんがいうことで事務局と話があって、今回の5条申請でお願いしたいということになったようです。それで、先日、僕この譲受人の〇〇さんに話をしましたが、何十年も前に〇〇さんと〇〇さんが農地の交換をしていたということです。それで、〇〇さんについては登記ができてないということを全然知らなかったわけです。最近まで。それで、登記も交換したままで登記もできてない、〇〇さんの名義になっちゃうということで、今回この5条申請があったということのようです。それで、〇〇さんは現在、中角の集会所のすぐ近くの実家の、その裏山に墓地があるということで便利が悪いいうか、もう皆さん年がたってなかなか山の墓地までよう行かんということで。山の高い所に墓地があるということで、それでここに、今あるところへ墓地を持てきたいという話です。それで、何とかここへ墓地をやりたいのでお願いできんろうかという話ですので、ひとつ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも説明がありました。以前、非農地証明のがで高速道路のところを見に行った場所と思うのですが。あの奥に行けば、墓もあるがやったね。
ほんで、双方の土地の交換はもう双方で納得済みで、墓地だけでできてなかったと。
何かこの件につきまして質疑がありましたら。

〇〇委員 これへ墓地にしたら、全部が墓地で許可出すわけ？

事務局 農地法上は墓地敷地ということで許可が出せるがです。ただ、その墓地埋設法での許可は、墓地自体の面積が確か合計33平米ぐらいが上限でしたので、そっちの許可は33平米以下ということになると思いますが。ただ、今回のその転用については、墓地もこれ30平米で出てきますし、許可としては、農地転用としてはこれで出すことができます。

議 長 いいですかね、もう。ほかに何かありませんかね。
(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。この5条許可申請で申請を受けたいと思いますが、いいですかね。それでは議案第2号、農地法第5条許可申請、まあ墓床ということですが、承認されます方は挙手願います。挙手多数です。議案第2号、1番につきまして承認をされました。続きまして、この議案書にはないですが、この当日資料の方で議案第2号につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました当日資料、議案第2条、5条申請の方をお願いします。こちら、まず譲渡人が、〇〇さんです。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字七貫5929番1、畑271平米。理由としまして、診療所新築のためということです。こちらが、

前回5条申請で上がってきておりまして、農用地区域に入っていたために一度、農申除外の手続きをさせていただいた場所です。そちらの除外手続きが終了したということで報告がありましたので、今回、議案としてあがってきました。

次の1ページをお願いします。航空写真ですけども、場所としまして、役場本庁を降りてすぐの国道沿いの場所になります。

2ページがゼンリンの地図ですが。

続きまして、3ページが拡大の航空写真です。

続いて、4ページが公図となります。5929-3と5929-7が農地となっております、こちらは隣接地同意済みです。

次の5ページが、土地利用計画図兼排水計画図となっております。それから業務としましては、先ほど申しましたとおり眼科の診療所となっております。特に敷地造成等を行わずに、碎石を敷くということです。敷地へは、国道から進入可能というふうになっているようです。排水計画については、雨水は自然浸透、または既設の国道側溝に排水をします。雑排水等については、同じく、既設の側溝に排水します。下の方に合併浄化槽がありますので、そちらから排水を行います。

続きまして、6ページが現況写真となっております。こちら資金計画につきましては、〇〇となっております。こちらが、除外されたことによる農用地区域外で、利用権設定もありません。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で何か補足説明あれば。

〇〇委員 特にないですけど、見よってちょっと気になったところが、5ページの出入り口いうて書いちゃうとこですよ。出入り口って書いてます、真ん中ぐらいのとこね。そこへ雨水と書いて、5,929-何かいうて書いちゃうけど、雨水の雨というのが隠れてしまうて。これは別の人の土地じゃないが？これ、出ちょう4ページ見たら、赤字で囲んでるところは、ここまで残るようになる。これは誰の土地かなと思うて。

事務局 雑種地です。雑種地で、この今回の譲渡人さんの名義の雑種地のようです。

議 長 何か、この件につきまして質疑ありませんかね。以前も農用地区域内やったもので、除外をしたいということで保留をしたとこですが。何かないですかね。

〇〇委員 すいません、この駐車場のとこは、田んぼから畑か何かなってたんです？駐車場のとこ。本人駐車場、従業員駐車場、お客様駐車場いうて、5ページに載っちゃうろう。建物以外

のこっちの広いところ。

事務局 これは、申請地内のもともと畑になっている場所です。

議 長 ほかに何かありませんかね。
(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。5条の許可申請の2番につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。5条許可申請の2番につきましても、承認をされました。

それでは議案第3号、非農地証明願につきまして2件出ております。事務局の方から、1番について説明をお願いします。

事務局 まず、1ページをお願いします。議案第3号、非農地証明願です。まず番号1番、願出人で、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町上川口字カキノ内東ノ畝1435番1、畑212平米。同じく、上川口字カキノ内1486番7、畑5.28平米。同じく、字カキノ内1486番9、畑29平米です。願出理由としまして、昭和57年ごろ耕作をやめ、その後、土木工事の仮設の現場事務所及び資材を置き場として使用しているということです。

16ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、上川口の〇〇の東側に位置する場所となります。一番左側に見えておりますのが王無団地になります。

17ページが、ゼンリンの地図となります。

続きまして、18ページが拡大の航空写真です。

これ、ちょっと航空写真が古いんですけども、今は現場が何も建ってない状況なんですけど、このとき建物が建っていて、現場事務所がこれまで建っていた時期があったということです。そういったことなんだなというふうに思ってます。

続きまして、19ページが公図となります。字が2つになっているのでちょっと公図が2カ所に分かれてるんですが、本来これがくっついている状況になります。

20ページが現況写真です。1点、ちょっと草が生えておりますが、ちょっとこの草の下が、現場の方も見ますとかなり瓦礫とか碎石が置かれているような状況でかなりごつごつとした表面となっておりまして、耕作がなかなか難しいのではないかというような状況でした。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんで補足説明あれば。

〇〇委員 補足ということではないですけど、現状はもう写真が20ページに出てますが、ほんとに堆積というか砂利とかそういったので、もう耕作にはとても難しいんじゃないかというところ

です。届人さんにも連絡いうか、〇〇なんでちょっと会って話を聞きたいなと思ったけど、会えなくて話は聞いてないですけど、利用とかそういったのは聞けなかったがですけど、耕作地としてはちょっと無理じゃないかなというふうに、現場の方を見てきました。以上です。

議 長 今、〇〇さんの方からも、耕作としてはなかなか作りにくいんじゃないかということでございますが。この件につきまして、何か質疑質問ありませんかね。
もう、なかなか畑でというか耕作できるような状態ではないということですが、ないですかね。
(質疑等なし)
なければ、承認を受けたいと思います。非農地証明願の 2 番につきまして承認されます方、挙手願います。挙手多数です。挙手多数で、非農地証明願の 1 番につきましては、承認されました。
続きまして、非農地証明願 2 番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 1 ページをお願いします。非農地証明願、番号 2 番、願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町御坊畑字コエト 806 番、田 221 平米です。願出理由としまして、少なくとも 50 年以上前に耕作をやめ、約 50 年前に家を建てており、現在に至るとのことです。
21 ページからをお願いします。まず、航空写真となりますが、御坊畑の地区、集落があるところの集落内になります。航空写真上、左の方に行けば馬荷の方に入っていく場所なんですけども、馬荷の方には入らず御坊畑の谷の方に入って抜けていった集落の中にある場所です。
22 ページが、ゼンリンの地図となります。
そして、23 ページが拡大の航空写真です。
続きまして、24 ページが公図となっております。
続きまして、25 ページが現況写真となっております。こちらご確認いただけるとおり、当該地内に家が建っているという状況になります。
事務局からは以上です。

議 長 事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方から何かあれば。

〇〇委員 これね、〇〇が去年急に亡くなって、ほんで名義変えるときに、〇〇が農業委員会にかけてせないかんよと言われちゃったけど、何せ素人なもんで全然分からんと。それで自分の名義にして、〇〇の。それで今度、私が地籍調査のあれで見たら、田になっちゃうと。〇〇さんが何か言いよったいうて。農業委員会へかけないかんとか何とかいうて。ほんで、私が〇〇なりますけど、そのときには、この家ありました。そういうことです。

議 長 何かこの件につきまして意見、質疑ありませんかね。ないですかね。もう 50 年以上前からこの家が建っちゃると、そういうことでございますが、まあ登記上は農地として残っちゃったということでございますが。ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。この非農地証明願の 2 番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。非農地証明願の 2 番につきましても、承認をされました。

それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。利用権の設定ですが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号と書かれました本日資料をお願いします。

利用権の設定についてです。1 ページ目をお願いします。全て中間管理の分になっておりますので、順番に説明をさせていただきます。上の 3 つが全て同じ耕作者となりますので、まとめて説明をさせていただきます。整理番号 6-55、大方 6-52。貸付人、〇〇さんです。借受人が、高知県農業公社となっております。設定期間としまして、令和 7 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。場所としまして、出口の字シンガイ 3122 番、現況畑で、農用地区域となっております。面積が 6,305 平米で、内容としましては果樹となっております。続いて、整理番号 6-56、大方 6-53。貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和 6 年 11 月 8 日から令和 16 年 11 月 7 日です。場所が、田野浦の字西間 3270 番、畑、農用地区域内です。面積が 1,050 平米、作目が果樹となっております。続きまして、6-57、大方 6-54。貸付人、〇〇さんです。期間としましては、同じく 11 月 8 日から令和 16 年 11 月 7 日までです。場所の方が、同じく字西間の 3271 番です。現況畑の、農用地区域内。面積が 1,283 平米で、作目、果樹となっております。こちら、〇〇との利用権設定となります。上の 1 つ目が再設定で、下の 2 つは新規の設定となります。

続きまして、6-58、大方 6-55。〇〇さんです。設定期間としまして、令和 6 年 11 月 8 日から令和 11 年 11 月 7 日まで。場所としまして、有井川字來面 1833 番。現況田の、農用地区で、面積が 1,887 平米、作目、水稻となっております。同じく、6-59、大方 6-56。貸付人さん、同じです。期間も同じ、同様となっております。場所の方としまして、有井川字イ子カ市 1915 番、田、農用地区域内。面積 1,605 平米、作目が水稻となっております。こちらが〇〇さんと利用権設定をすることになります。こちら、2 筆とも新規の設定となります。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。利用権の設定についての、何かこの件につきまして。

〇〇委員 下の方ですけどね、水稻を作って、〇〇やけど、これ田んぼの圃場整備みたいな何かで1,800 平米から1,600 平米。こんな広い田んぼで、水稻はもう〇〇というのが、大体多くなってきたようになりますか。こんまい田んぼやったら分かるけどこれ広い田んぼで、ひょっとして圃場整備をしちょうのやない。
(やりとりあり)

事務局 実際、今、所有者不明土地、さらに言えば〇〇が亡くなって、それで〇〇において誰に耕作、作りたいという人はおったとしても、誰に言うていったらええかが分からんという土地がだんだん増えております。で、同じような状態でして、先ほど言った〇〇さんという方が亡くなって、〇〇さん、今回耕作する方自体は誰に言いに行ったらええか分からんということで、2、3 年作れらったということで。そういう所有者が不明な土地自体は、あえて手続きをしたら耕作できるようになります。で、そういう形で耕作をできるように作ってくれる方がおるといことなので、耕作できるようにしたいということでちょっと手続きをしようたら、農地中間管理機構、県の農業公社ですね。その方が、実際〇〇さんという方が権利者の一人になるよということ、所有者不明の手続きをせずに今回一般的な、所有者不明ではなくて〇〇さんという方が県の農業公社の方に貸し付けを行って、〇〇さんの方で作ってもらうという手続きに途中から変わりました。そういうことがあって作るということになったんですけど、実際、賃料自体は耕作者と地権者が実際は決めますので、〇〇というのは、自分が間に入って幾らがいいというようなことは全然話はしてません。県の農業公社を通じて〇〇さんと〇〇さんが話して、〇〇ということになったんだと。

〇〇委員 さっきの話のように、今からやっぱ耕作放棄地が増えてくと思うがやけんど、もうお金は要らんき何とか耕作してもらいたいいうか、耕作してもらいよったらまた依頼らあが、次の人が作るにもすぐ耕作できる。そういう土地がうんと今から増えてくるがやないろうかね。

議 長 何かほかにありませんかね。
ないですかね。
(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。この議案第4号、利用権の設定につきまして承認されます方、挙手願います。挙手全員です。議案第4号につきまして、承認をされました。

議案第5号、認定農業者の経営改善資金貸入計画に関する協議ということで、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第5号と書いた当日資料をお願いします。こちら、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、1件出ております。こちら、申請者として、〇〇さんです。内容として、コンバイン、トラックコンベアの購入となります。

次の1ページからをお願いします。こちら、資金利用計画認定申請書です。次の2ページになりますが、こちらその真ん中辺り、〇〇となります。

続いて、3ページ目をお願いします。借入資金の資金計画書です。赤枠で囲んだところですけども、今回、借入予定時期として令和6年12月16日の予定です。事業の着工予定日として令和6年11月30日、竣工予定日として令和12月15日となっております。今回、借入申込金額が〇〇円です。最終償還期限として、令和13年11月の30日となっております。元金の償還日としては、年に1回、11月の30日止まっております、その下の元金償還額、第1回目が〇〇円、第2回目以降が〇〇円となっております。その下の事業計画につきまして、コンバイン、トラックコンベアの購入です。クボタコンバイン、斉藤農機製作所トラックコンベアとなっており、合計が〇〇円です。下の資金計画として、〇〇となっております。

続いて、6ページをお願いします。ちょっと字が小さくて申し訳ありません。借入金及び償還計画です。上になりますが、その借入金を、今現在お支払されているものをここに記載されております。今回のものが一番上になりまして、〇〇となります。〇〇となっております。下の赤枠で囲んだ償還計画ですけども、こちらは令和7年から償還が始まりますので、〇〇円ということで償還をしていきます。そして、その下の赤枠ですが、これがその借り入れされた全ての償還額、年ごとの合計額になります。令和6年〇〇円、令和7年〇〇円ということで、ここに年度ごとの償還後計画を記載しております。すいません、4ページに戻ってください。すごく字が小さくてすみません。こちらが、令和6年、1年目のところです。説明をさせていただきます。ちょっと本当に字が小さくてごめんなさい、ちょっと見えにくいかと思いますがすみません。1年目というところで、左から2番目の縦列のところですか。こちらが経営として、水稻が1,000aです。で、イモが50a。それから加工餅の経営というところから出てきております。売り上げとして〇〇円となっております。その下の赤枠にいて、〇〇となっております。しかし、これに諸々のさらに諸経費を加えた後、実はちょっとこの収支の中に減価償却費が二重に計上されていることになっているので、その分を差し引きして、このマイナスが出ているところに減価償却の分を足すと、償還財源として下の方に〇〇というものが出てきております。それで、先のページで記載されておりました借入金の合計償還額が〇〇円と出てきておりますので、この償還財源の中から償還可能ということで出てきます。ごめんなさい、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、一番下の赤枠で囲んでいるところで、償還財源の中からその下、下段の方の償還金額が返還可能という計算が出てくるということになります。

事務局 補足として、その売上減価の中に、下に減価償却費が〇〇ほどあります。1年目の減価償却費ですね〇〇ほどあって、経費では〇〇円減価償却あるんですけど、減価償却費というのは現金の支出が伴いません。トラクターとか何かでしたら7年間で減価償却するがですけど、仮にトラクターを自分の自己資金で買うたら、経費では7で割った、仮に〇〇で買いましたと。で、7年間で割った〇〇円、1年間で経費としては計上されます。けれども、仮に自己資金で〇〇買いましたというふうになったら、経費としては計上されるんですけど、現金支出が伴わない経費ということになりますので、実際差引余剰金じゃない、償還財源ですね。ここでは償還財源というふうになってるんですけど、赤の下部分で〇〇円というところがあるんですけど、現金的には〇〇があると。売上総利益とか〇〇ですけど、現金としては〇〇がありますよと。〇〇手元資金として単年度手元に残りますよということの計算があって、その次のページに〇〇円ですかね。違うが、〇〇やろかどっちか。償還金元本というのが〇〇円ですので、〇〇円手元に残って〇〇円償還しますよというような表です。ごめんなさい、見方ですけど。なので、経営的には赤字、計上利益なんかマイナス〇〇出てるんですけど、ちゃんとお金が返せますよというような資料となります。

事務局 いったん最後まで説明をさせていただきまして、ご質問はまた後でお受けさせていただきますと思います。

続いて、7ページが見積書となっております。8ページから11ページまでがカタログとなっております。12ページの方が経営改善計画の認定申請書ですので、またちょっとこちらでは参考に付けさせていただきます。ご説明としては以上になります。

議長 今、事務局の方からの説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑ある方、挙手願います。

〇〇委員 3ページに資金調達とかあるやいか。補助金いうものは〇〇やいか。今までのいろんなもん買って補助金をもろうちゃうけん、やっぱり〇〇なが？関係ない？本人が言うたがやけん、〇〇かもしれんけん。

議長 恐らくね、最初の年は、〇〇があるけん、次からはないけん、その先のコンバインらのときに〇〇がじゃないろうか。まあ言うたら、〇〇をよう聞くがやけん、そういうがでやないろうかね、たぶん。

事務局 補助はないです。この分は。で、今のときに〇〇かどうかというのは自分は分かってないがですけど、なかなかハウスなんかやったらハウスの修繕とかこんなところにも近代化なんかでも出てくるんですけど、収益があるような作物でしたら結構補助あるんですけど、

なかなか水稻なんか補助がありませんのが現状ですね。それで、集落営農組織とかになったら補助なんかあるんですけど、それもさっき〇〇さんが言ったような、単純な買い替え。前、補助もろうちよって、更新で古くなったので新しくしますということでは駄目で、集落営農組織の場合も。規模拡大とかそういうことをせん限りはなかなか、水稻なんかやったら補助はないです。

議 長 ほかに何かありませんかね。さっきも言うたように、償還する資金があるということでございますが、何か。ちょっと質問ながやけど、このコンバインの後ろについちょうもの、これは何をどうするがやろうか。これ、何やろうか、ここに付いちょうものは。

〇〇委員 これは閉じちょうがを開けただけよ。

議 長 あ、そうか。分かりました。何かなければもう承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

（質疑等なし）

それでは、議案第5号の認定農業者の借入計金に対する承認をされます方、挙手願います。挙手全員です。議案第5号につきまして、承認をされました。追加議案であるそうですが。

事務局 すみません。今日お配りしました1ページ、一枚ものの資料で、農業振興計画の変更全体見直しについてという両面刷りの資料です。こちら、ちょっと簡単にもう終わらせていただこうと思いますが、6月定例会で、12年ぶりの全体見直しということで農業振興整備計画の見直しについて協議をさせていただきました。そこで承認をいただいたんですけども、その後、今回の議案にもありました、役場下の5条申請、診療所の5条申請の分は、農振除外を、前回ちょっと専決処分で手続きをさせていただいたところがありましたので、先に承認しましたその全体見直しの方に、その今回の入野の字七貫の部分ですね、そこを入れて、再度全体見直しとして協議をするということで、今回、そこを加えたものを出させてもらいました。それで全体見直しとさせていただきます。資料の裏面の方に、今回新たに追加した分の場所を赤枠で囲ませていただいていますので、こちらを加えたもので全体見直しとさせていただくということで再度承認をいただきたいと思います。今回追加をさせていただきます。

以上です。

議 長 分かりましたかね。今回出てきた診療所の所を追加して承認をもらいたいと、そういうことでございますが、何かありませんかね。ないですかね。

（質疑等なし）

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが。承認されます方、挙手願います。挙手全員です。追加議案、議案第 6 号につきまして、承認をされました。

議案、以上で終わりますので、記録を止めたいと思います。

(午後 3 時 32 分終了)